明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一五）　一
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同一一六）　三
○令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（同一一七）　三
○港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇七）　三
○港湾調査規則の一部を改正する省令（同一〇八）　四

〔告　示〕
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（文化庁二三）　七
○史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二四～二八）　六
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二九）　元
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（同三〇）　元
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件（農林水産二三二五）　元

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責関係　三
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他　会社決算公告　吉

省令

○総務省令第百十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号。以下この条、次条及び第十九条の十四の七において「令和六年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。 2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。 3　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正及び経常態容補正とする。 4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。 5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。	**附　則** ［新設］

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1×A＋0.1×B＋0.1×C＋0.3×D＋0.1×E＋0.1×F＋0.2）×1.1044 0.1×A、0.1×B、0.1×C、0.3×D、0.1×E及び0.1×Fに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A＝6,990,377／a 算式Ⅰの符号 a　一人当たり各産業の売上高（令和２年から令和４年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁

業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口とする。以下この表において同じ。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

$b \geqq 0$ のとき $B = -0.06 \times b + 0.1$

$b < 0$ のとき $B = -0.12 \times b + 0.1$

算式Ⅱの符号

b　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数の合計数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

$C = c \div 0.04087$

算式Ⅲの符号

c　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

$D = d \div 0.115$

	算式Ⅳの符号 d　令和６年１月１日現在における年少者人口比率（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。） E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅴ E＝e／0.280 算式Ⅴの符号 e　65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した65歳以上人口とする。以下この表において同じ。）を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅵ F＝{（ｆ１＋ｆ２＋ｆ３）／ｆ４}／0.060 （ｆ１＋ｆ２＋ｆ３）／ｆ４に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅵの符号 ｆ１　令和５年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数 ｆ２　令和５年３月31日現在において療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 ｆ３　令和５年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 ｆ４　人口

市町村	算式 （0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.3×Ｄ＋0.1×Ｅ＋0.1×Ｆ＋0.2）×1.12608 0.1×Ａ、0.1×Ｂ、0.1×Ｃ、0.3×Ｄ、0.1×Ｅ及び0.1×Ｆに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ｉ Ａ＝6,803,804／ａ 算式Ｉの符号 ａ　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち１億円以上２億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち２億円以上３億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち３億円以上５億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち５億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

ｂ≧０のときＢ＝－0.01×ｂ＋0.1

ｂ＜０のときＢ＝－0.06×ｂ＋0.1

算式Ⅱの符号

ｂ　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

Ｃ＝ｃ／0.04086

算式Ⅲの符号

ｃ　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

Ｄ＝ｄ／0.115

算式Ⅳの符号

ｄ　令和６年１月１日現在における年少者人口比率（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅴ

Ｅ＝ｅ／0.280

算式Ⅴの符号

ｅ　65歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　次の算式VIによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式VI F＝{（ｆ１＋ｆ２＋ｆ３）／ｆ４}／0.059 （ｆ１＋ｆ２＋ｆ３）／ｆ４に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式VIの符号 ｆ１　令和５年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ｆ２　令和５年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ｆ３　令和５年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数 ｆ４　人口	

６　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項の規定により算定した段階補正係数及び前項の規定により算定した経常態容補正係数を連乗した率とする。

７　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

８　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

９　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは「額と附則第十九条の十四の五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「給与改定費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「給与改定費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「給与改定費」に係る補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の六に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が三・六〇九を超えるときは、三・六〇九とする。

5　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき、都道府県の「給与改定費」に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に附則別表第十二の七に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	地域区分
指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県	指定都市の区域
	児童相談所設置中核市の区域
	その他の中核市の区域
	特別区及び保健所設置市の区域
	その他の区域

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度によるものとする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［{104.343×（B＋C＋D）×（α＋β）}＋{168.534×（E＋F）×（γ＋δ）}＋{170.778×G×（γ＋δ）}］／（1.77×A） {104.343×（B＋C＋D）×（α＋β）}＋{168.534×（E＋F）×（γ＋δ）}＋{170.778×G×（γ＋δ）}に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［新設］

	算式の符号 A　測定単位の数値 B　第５条第１項の表中13の小学校の教職員数 C　第５条第１項の表中17の中学校の教職員数 D　第11条の２第２項の算式の符号Ａの数 E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数 F　第11条の２第２項の算式の符号Ｂの数 G　第５条第１項の表中３の警察職員数 α　当該都道府県の区域内の市町村（指定都市を除く。以下この表の都道府県の項の算式の符号α及びβにおいて同じ。）の地域手当の級地につき附則別表第12の８⑴に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の人口を控除した人口）で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第１号の規定による地域区分につき附則別表第12の８⑵に定める率を当該区域内の第14条第１号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の人口を控除した人口）で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の８⑴に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） δ　当該都道府県の区域内の市町村の第14条第１号の規定による地域区分につき附則別表第12の８⑵に定める率を当該区域内の第14条第１号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［{69.562×（B＋C＋D）×（α＋β）}＋｛112.356×（E＋F）×（α＋β）}］／A {69.562×（B＋C＋D）×（α＋β）}＋｛112.356×（E＋F）×（α＋β）}に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A　測定単位の数値
B　第10条第18項の算式の符号Bの算式の符号b_1の数
C　第10条第18項の算式の符号Cの算式の符号c_1の数
D　第10条第18項の算式の符号Dの算式の符号d_1の数
E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数
F　第10条第18項の算式の符号Dの算式の符号d_2の数
α　当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の９(1)に定める率
β　当該市町村の第14条第１号に定める地域区分につき附則別表第12の９(2)に定める率

7　第三項の規定に基づいて行う都道府県の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十(1)に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱに用いる密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・六六二を控除した数に一を加えた率とする。

8　第三項の規定に基づいて行う市町村の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十(2)に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率（当該率が一・三八八を超えるときは、一・三八八とする。）とし、密度補正Ⅱに用いる市町村の密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

9　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市並びにその他の市町村の区域に係る人口に附則別表第十二の七に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

10　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十一(1)に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

11　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、法令に基づく行政権能等の差による地域区分に応じ、指定都市にあつては一・〇八二、児童相談所設置中核市にあつては一・〇七三、その他の中核市にあつては一・〇六一、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）にあつては一・〇五四、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市を除く。）にあつては一・〇一二、特別区にあつては一・〇五二、保健所設置市（施行時特例市を除く。）にあつては一・〇五一、建築主事設置市にあつては一・〇〇九、限定特定行政庁設置市町村にあつては一・〇〇五、その他の市町村にあつては一・〇〇〇とする。

12　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十一(2)に定める率とする。

13　第三項の規定に基づいて行う都道府県の寒冷補正に用いる寒冷補正係数は、当該都道府県の区域内の市町村の第十四条第一号の規定による地域区分につき附則別表第十二の十二(1)に定める率を当該区域内の第十四条第一号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

14　第三項の規定に基づいて行う市町村の寒冷補正に用いる寒冷補正係数は、当該市町村の第十四条第一号に定める地域区分につき附則別表第十二の十二(2)に定める率とする。

15　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により連乗又は加算した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋（密度補正Ⅱ係数－１）
市町村	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋（密度補正Ⅱ係数－１）

16　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

17　新市町村の段階補正、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅱ係数、普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数及び寒冷補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

18　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第十六項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十五項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の七　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1)　平成十七年度臨時財政対策債 (2)　平成十八年度臨時財政対策債 (3)　平成十九年度臨時財政対策債 (4)　平成二十年度臨時財政対策債 (5)　平成二十一年度臨時財政対策債 (6)　平成二十二年度臨時財政対策債 (7)　平成二十三年度臨時財政対策債 (8)　平成二十四年度臨時財政対策債	千円

［新設］

⑼　平成二十五年度臨時財政対策債 ⑽　平成二十六年度臨時財政対策債 ⑾　平成二十七年度臨時財政対策債 ⑿　平成二十八年度臨時財政対策債 ⒀　平成二十九年度臨時財政対策債 ⒁　平成三十年度臨時財政対策債 ⒂　令和元年度臨時財政対策債 ⒃　令和二年度臨時財政対策債 ⒄　令和三年度臨時財政対策債 ⒅　令和四年度臨時財政対策債 ⒆　令和五年度臨時財政対策債 ⒇　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和六年度臨時財政対策債」という。）	

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の十三に定めるところによるものとする。

5　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。令和六年度臨時財政対策債に係る分別又は按分についても同様とする。

6　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の七第五項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項の規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（令和六年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第六項及び第七項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第六項及び第八項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三⑴のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得

（令和六年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第六項及び第七項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第六項及び第八項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三⑴のAに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇二五三を乗じて得た率

た数と同表のＢに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇二五三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［一～五　略］

［２～４　略］

５　合併市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

Ａ－Ｂ≧０の場合　Ｃ

Ａ－Ｂ＜０の場合　Ｄ

算式の符号

Ａ　当該合併市町村に係る法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　当該合併市町村に係る法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

Ｃ　当該合併市町村に係る合併関係市町村（第48条第１項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）ごとに次項から第８項までの規定によつて算定した法附則第６条の３第１項第２号の額の合算額

Ｄ　当該合併市町村について前２項の規定によつて算定した額

［６　略］

７　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分（あんぶん）した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［略］

［８・９　略］

（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五一四二六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［一～五　同上］

［２～４　同上］

５　合併市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

Ａ－Ｂ≧０の場合　Ｃ

Ａ－Ｂ＜０の場合　Ｄ

算式の符号

Ａ　当該合併市町村に係る第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　当該合併市町村に係る第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

Ｃ　当該合併市町村に係る合併関係市町村（第48条第１項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）ごとに次項から第８項までの規定によつて算定した法附則第６条の３第１項第２号の額の合算額

Ｄ　当該合併市町村について前２項の規定によつて算定した額

［６　同上］

７　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第十項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分（あんぶん）した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［同左］

［８・９　同上］

10　令和六年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項、第十九条の十四の五第九項、第十九条の十四の六第十八項、第十九条の十四の七第六項及び第十九条の十五の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　略］

［二～四　略］

附則別表第十二の五

（1）　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.37
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.49
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.61
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.66
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.56
6,000,000人を超える数	0.49
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.82
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.80
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.81
同上900,000人を超える数	0.76

10　令和六年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項及び第十九条の十五の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　同上］

［二～四　同上］

［新設］

⑵　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.73
250,000人を超え400,000人までの数	0.68
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.54
1,000,000人を超える数	0.54
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.12
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.16
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.17
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.11
同上92,000人を超え96,000人までの数	−0.40
同上96,000人を超える数	−1.43

附則別表第十二の六

［新設］

⑴　都道府県分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.78
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.80
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.80
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.80
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.79
6,000,000人を超える数	0.72
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.21
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.25
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.27
同上900,000人を超える数	0.26

⑵　市町村分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.79
250,000人を超え400,000人までの数	0.76
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.70
1,000,000人を超える数	0.72
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.18
同上70,000人を超え80,000人までの数	−0.04
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.05
同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.57
同上92,000人を超える数	−0.05

附則別表第十二の七　［新設］

都道府県分の「給与改定費」の段階補正係数及び普通態容補正Ⅰ係数に用いる数値の補正率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
指定都市の区域	0.945
児童相談所設置中核市の区域	0.952
その他の中核市の区域	0.962
特別区及び保健所設置市の区域	0.966
その他の区域	1.000

附則別表第十二の八　［新設］

都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

⑴　地域手当の級地につき乗じる率

地域区分	α
一級地	1.154
二級地	1.123
三級地	1.115
四級地	1.092
五級地	1.078
六級地	1.046
七級地	1.023
無級地	1.000

⑵　第14条第１号の規定による地域区分につき乗じる率

地域区分	β
一級地	0.035
二級地	0.030
三級地	0.030
四級地	0.024
無級地	0.000

附則別表第十二の九　［新設］

市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

⑴　地域手当の級地につき乗じる率

地域区分	α
一級地	1.154
二級地	1.123
三級地	1.115
四級地	1.092
五級地	1.078
六級地	1.046
七級地	1.023
無級地	1.000

⑵　第14条第１号の規定による地域区分につき乗じる率

地域区分	β
一級地	0.024
二級地	0.021
三級地	0.021
四級地	0.017
無級地	0.000

附則別表第十二の十　［新設］

⑴　都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が250人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が250人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
250人に満たない数が50人までの数	0.080
同上50人を超え100人までの数	0.070
同上100人を超え150人までの数	0.040
同上150人を超える数	0.050

⑵　市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が450人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
450人に満たない数が150人までの数	0.088
同上150人を超え300人までの数	0.035
同上300人を超え350人までの数	−0.025
同上350人を超え400人までの数	−0.083
同上400人を超える数	−0.176

［新設］

附則別表第十二の十一

⑴　都道府県分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	1.044
二級地	1.035
三級地	1.033
四級地	1.026
五級地	1.022
六級地	1.013
七級地	1.007
無級地	1.000

⑵　市町村分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	1.115
二級地	1.092
三級地	1.086
四級地	1.069
五級地	1.058
六級地	1.034
七級地	1.017
無級地	1.000

［新設］

附則別表第十二の十二

(1)　都道府県分の「給与改定費」の寒冷補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	0.010
二級地	0.007
三級地	0.006
四級地	0.004
無級地	0.000

(2)　市町村分の「給与改定費」の寒冷補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	0.018
二級地	0.016
三級地	0.016
四級地	0.012
無級地	0.000

［新設］

附則別表第十二の十三

(1)　都道府県分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
(1)　平成17年度臨時財政対策債	1.000
(2)　平成18年度臨時財政対策債	1.250
(3)　平成19年度臨時財政対策債	1.225
(4)　平成20年度臨時財政対策債	1.348
(5)　平成21年度臨時財政対策債	1.340
(6)　平成22年度臨時財政対策債	1.320
(7)　平成23年度臨時財政対策債	1.313
(8)　平成24年度臨時財政対策債	1.350
(9)　平成25年度臨時財政対策債	1.415
(10)　平成26年度臨時財政対策債	1.433
(11)　平成27年度臨時財政対策債	1.378
(12)　平成28年度臨時財政対策債	1.300
(13)　平成29年度臨時財政対策債	1.300
(14)　平成30年度臨時財政対策債	1.303
(15)　令和元年度臨時財政対策債	1.275
(16)　令和２年度臨時財政対策債	1.275
(17)　令和３年度臨時財政対策債	0.965
(18)　令和４年度臨時財政対策債	0.738
(19)　令和５年度臨時財政対策債	0.223
(20)　令和６年度臨時財政対策債	0.280

⑵　市町村分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
⑴　平成17年度臨時財政対策債	
ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.500
⑵　平成18年度臨時財政対策債	
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.975
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.150
⑶　平成19年度臨時財政対策債	
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.225
⑷　平成20年度臨時財政対策債	
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	1.105
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.600
⑸　平成21年度臨時財政対策債	
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	1.155
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.615
⑹　平成22年度臨時財政対策債	
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.190
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.630
⑺　平成23年度臨時財政対策債	
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	1.218
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.595
⑻　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.275
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.613
⑼　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.300
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.635
⑽　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.280
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.643
⑾　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.195
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.593
⑿　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.125
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.550
⒀　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.125
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.550

(14)　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.128
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.540
(15)　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.098
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.538
(16)　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.070
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.550
(17)　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.865
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.145
(18)　令和４年度臨時財政対策債	
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.683
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.890
(19)　令和５年度臨時財政対策債	
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.220
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.210
(20)　令和６年度臨時財政対策債	
ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.285
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.225

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第百十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法） **第一条**　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。 一　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定に	（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法） **第一条**　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。 一　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額

よつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条及び第三条において同じ。）に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇二五三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五一四二六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）

［イ～ホ　略］

［二　略］

［２・３　略］

（合併市町村の特例）

第二条　合併市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

A－B≧０の場合　C

A－B＜０の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　当該合併市町村に係る地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

［略］

［２　略］

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ地方交付税法第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［イ～ホ　同上］

［二　同上］

［２・３　同上］

（合併市町村の特例）

第二条　合併市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

A－B≧０の場合　C

A－B＜０の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

［同左］

［２　同上］

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式 （Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ （Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。 算式の符号 Ａ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。 Ｂ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。 ［略］ ［４　略］	算式 （Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ （Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。 算式の符号 Ａ　普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。 Ｂ　地方交付税法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。 ［同左］ ［４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日　　総務大臣　村上誠一郎

令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

令和六年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に令和六年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十一第一項及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第四条第一項の規定に基づき、港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日　　国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権） **第十一条の十五**　法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾運営会社の他の役員又は従業員と共同して当該港湾運営会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該港湾運営会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第	（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権） **第十一条の十五**　法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾運営会社の他の役員又は従業員と共同して当該港湾運営会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該港湾運営会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百

百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした港湾運営会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該港湾運営会社の株式に係る議決権（法第四十三条の二十一第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四・五　（略）

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権） **第二条の三**　法第四条第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　指定会社の役員又は従業員が当該指定会社の他の役員又は従業員と共同して当該指定会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該指定会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした指定会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該指定会社の株式に係る議決権（法第四条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。） 四・五　（略）	（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権） **第二条の三**　法第四条第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　指定会社の役員又は従業員が当該指定会社の他の役員又は従業員と共同して当該指定会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該指定会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした指定会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該指定会社の株式に係る議決権（法第四条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。） 四・五　（略）

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

○国土交通省令第百八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、港湾調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

港湾調査規則の一部を改正する省令

港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第三条関係）	別表（第三条関係）
都道府県	甲種港湾	乙種港湾
（略）	（略）	（略）
都道府県	甲種港湾	乙種港湾
（略）	（略）	（略）

青森県	青森港　大湊港　尻屋岬港　むつ小川原港　八戸港	深浦港　津軽港　野辺地港　川内港　大間港　子ノ口港　休屋港
（略）	（略）	（略）
福島県	相馬港　小名浜港	久之浜港　江名港　中之作港　翁島港
（略）	（略）	（略）
新潟県	新潟港　直江津港　姫川港　両津港　小木港	岩船港　寺泊港　柏崎港　赤泊港　二見港
（略）	（略）	（略）
三重県	四日市港　津松阪港　吉津港　尾鷲港	千代崎港　白子港　宇治山田港　鳥羽港　的矢港　賢島港　浜島港　長島港　引本港　三木里港　賀田港　二木島港　鵜殿港
（略）	（略）	（略）
兵庫県	尼崎西宮芦屋港　神戸港　東播磨港　姫路港　相生港　赤穂港	津居山港　竹野港　柴山港　明石港　江井ヶ島港　坂越港　古池港　岩屋港　淡路交流の翼港　浦港　津名港　洲本港　由良港　福良港　湊港　都志港　江井港　郡家港　室津港　家島港
（略）	（略）	（略）
島根県	浜田港　三隅港　西郷港	安来港　松江港　法田港　七類港　河下港　久手港　宅野港　温泉津港　江津港　益田港　重栖港　宇賀港　倉の谷港　物井港　別府港　波止港　美田港　国賀港　諏訪港　保々見港　知々井港　御波港　堤港　須賀港　日之津港　海士港　来居港　姫の浦港
（略）	（略）	（略）
広島県	福山港　尾道糸崎港　竹原港　呉港　広島港　大竹港　鹿川港	千年港　須波港　忠海港　安芸津港　川尻港　横田港　福田港　重井港　土生港　佐木港　瀬戸田港　生口港　鯛崎港　木江港　大西港　御手洗港　蒲刈港　奥の内港　袋の内港　大迫港　釣士田港　小用港（江田島市）　三高港　中田港　内海港　鷲部矢之浦港　厳島港

青森県	青森港　尻屋岬港　むつ小川原港　八戸港	深浦港　七里長浜港　野辺地港　大湊港　川内港　大間港　子ノ口港　休屋港
（略）	（略）	（略）
福島県	相馬港　小名浜港	久之浜港　江名港　中之作港　翁島港　湖南港
（略）	（略）	（略）
新潟県	新潟港　柏崎港　直江津港　姫川港　両津港　小木港	岩船港　寺泊港　赤泊港　二見港
（略）	（略）	（略）
三重県	四日市港　津松阪港　吉津港　尾鷲港　鵜殿港	千代崎港　白子港　宇治山田港　鳥羽港　的矢港　賢島港　浜島港　長島港　引本港　三木里港　賀田港　二木島港　木本港
（略）	（略）	（略）
兵庫県	尼崎西宮芦屋港　神戸港　明石港　東播磨港　姫路港　相生港　赤穂港	津居山港　竹野港　柴山港　江井ヶ島港　坂越港　古池港　岩屋港　淡路交流の翼港　浦港　津名港　洲本港　古茂江港　由良港　阿万港　福良港　湊港　都志港　江井港　郡家港　室津港　家島港
（略）	（略）	（略）
島根県	浜田港　三隅港　西郷港	安来港　松江港　軽尾港　法田港　七類港　菅浦港　秋鹿北港　河下港　久手港　宅野港　温泉津港　江津港　益田港　重栖港　宇賀港　倉の谷港　物井港　別府港　波止港　美田港　国賀港　諏訪港　保々見港　知々井港　御波港　堤港　須賀港　日之津港　海士港　来居港　姫の浦港　江島港
（略）	（略）	（略）
広島県	福山港　尾道糸崎港　竹原港　安芸津港　吉悪港　呉港　広島港　大竹港　鹿川港	千年港　須波港　忠海港　福田港　川尻港　横田港　重井港　土生港　佐木港　瀬戸田港　生口港　鯛崎港　木江港　大西港　御手洗港　蒲刈港　奥の内港　袋の内港　大迫港　釣士田港　小用港（江田島市）　三高港　中田港　内海港　鷲部矢之浦港　厳島港

山口県	下関港　小野田港　宇部港　三田尻港　徳山下松港　柳井港　岩国港
（略）	（略）
香川県	詫間港　多度津港　丸亀港　坂出港　高松港　風戸港
愛媛県	宇和島港　長浜港　松山港　今治港　東予港　新居浜港　三島川之江港
（略）	（略）
福岡県	博多港　北九州港　苅田港　三池港
（略）	（略）
長崎県	島原港　長崎港　佐世保港　松浦港　厳原港　郷ノ浦港　肥前大島港　松島港　福江港
（略）	（略）
熊本県	水俣港　八代港　三角港　熊本港

山口県	萩港　油谷港　特牛港　平生港　室津港　由宇港　角島港　柱島港　久賀港　白木港　伊保田港　小松港
（略）	（略）
香川県	観音寺港　仁尾港　木沢港　石場港　立石港　久通港　庵治港　牟礼港　志度港　津田港　三本松港　馬越港　北浦港　大部港　坂手港　内海港　池田港　土庄東港　土庄港　小豊島港　家浦港　大島港　男木港　女木港　直島港　宮浦港　屏風港　与島港　大浦港　新在家港　本島港　生ノ浜港　尻浜港　里浦港　小浦港　江の浦港　青木港　手島港　高見港　粟島港　佐柳港
愛媛県	御荘港　岩松港　吉田港　玉津港　三瓶港　八幡浜港　川之石港　伊方港　三崎港　三机港　伊予港　松前港　北条港　菊間港　森上港　波方港　波止浜港　寒川港　弓削港　立石港　生名港　四坂港　小槽港　長江港　北浦港　伯方港　有津港　枝越港　吉海港　上浦港　宮浦港　大下港　岡村港　中島港　西中港
（略）	（略）
福岡県	芦屋港　宇島港　大牟田港　若津港　大島港
（略）	（略）
長崎県	小長井港　西郷港　多比良港　堂崎港　須川港　口ノ津港　小浜港　茂木港　脇岬港　神ノ浦港　瀬戸ノ浦港　七ツ釜港　太田和港　面高港　瀬川港　時津港　長与港　久山港　大村港　彼杵港　川棚港　佐々港　臼ノ浦港　江迎港　田平港　調川港　佐須奈港　比田勝港　峰港　仁位港　鹿見港　仁田港　竹敷港　勝本港　印通寺港　大島港　福島港　平戸港　川内港　青方港　榎津港　有川港　郷ノ首港　崎戸港　池島港　若松港　相の浦港　岐宿港　富江港　玉ノ浦港　伊王島港　高島港
（略）	（略）
熊本県	佐敷港　百貫港　河内港　長洲港　鬼池港　本渡港　大門港　牛深港　高浜港　富岡港　合津港　姫戸港　天草港　上天草港

山口県	下関港　小野田港　宇部港　三田尻港　徳山下松港　平生港　柳井港　岩国港
（略）	（略）
香川県	詫間港　多度津港　丸亀港　坂出港　高松港　風戸港
愛媛県	宇和島港　松山港　今治港　東予港　新居浜港　三島川之江港
（略）	（略）
福岡県	博多港　北九州港　苅田港　宇島港　三池港
（略）	（略）
長崎県	島原港　長崎港　佐世保港　松浦港　厳原港　郷ノ浦港　肥前大島港　松島港　福江港
（略）	（略）
熊本県	水俣港　八代港　三角港　熊本港

山口県	萩港　油谷港　特牛港　室津港　由宇港　角島港　柱島港　久賀港　白木港　伊保田港　小松港
（略）	（略）
香川県	豊浜港　観音寺港　仁尾港　木沢港　石場港　立石港　久通港　庵治港　牟礼港　志度港　津田港　三本松港　馬越港　北浦港　大部港　坂手港　内海港　三都港　池田港　土庄東港　土庄港　小豊島港　家浦港　大島港　男木港　女木港　直島港　宮浦港　屏風港　与島港　大浦港　新在家港　本島港　生ノ浜港　尻浜港　里浦港　小浦港　江の浦港　青木港　手島港　高見港　粟島港　佐柳港
愛媛県	御荘港　岩松港　吉田港　玉津港　三瓶港　八幡浜港　川之石港　伊方港　三崎港　三机港　長浜港　伊予港　松前港　北条港　菊間港　森上港　波方港　波止浜港　寒川港　弓削港　立石港　生名港　四坂港　小槽港　長江港　北浦港　伯方港　有津港　枝越港　吉海港　上浦港　宮浦港　大下港　岡村港　中島港　西中港
（略）	（略）
福岡県	芦屋港　大牟田港　若津港　大島港
（略）	（略）
長崎県	小長井港　西郷港　多比良港　堂崎港　須川港　口ノ津港　小浜港　茂木港　脇岬港　神ノ浦港　瀬戸ノ浦港　七ツ釜港　太田和港　面高港　瀬川港　小口港　時津港　長与港　久山港　大村港　彼杵港　川棚港　佐々港　臼ノ浦港　江迎港　田平港　調川港　佐須奈港　比田勝港　峰港　仁位港　鹿見港　仁田港　竹敷港　勝本港　印通寺港　大島港　福島港　平戸港　川内港　青方港　榎津港　有川港　郷ノ首港　崎戸港　池島港　若松港　相の浦港　岐宿港　富江港　玉ノ浦港　伊王島港　高島港
（略）	（略）
熊本県	佐敷港　田浦港　百貫港　河内港　長洲港　鬼池港　本渡港　大門港　牛深港　高浜港　富岡港　合津港　姫戸港　天草港　上天草港

（略）	（略）	（略）
宮崎県	細島港　宮崎港　油津港 福島港	古江港　熊野江港　延岡港　延岡新港　美々津港 内海港　外浦港　大島港
鹿児島県	志布志港　加治木港　鹿児島港　喜入港　串木野新港　川内港　米之津港　西之表港　宮之浦港（屋久島町）　名瀬港	波見港　根占港　大根占港　鹿屋港　垂水港　桜島港（鹿児島県管理）　浮津港　福山港　隼人港　指宿港　黒之浜港　獅子島港　片側港　長島港　宮之浦港（長島町）　里港　長浜港　大里港　片泊港　田之脇港　大塩屋港　島間港　浜津脇港　竹島港　硫黄島港　安房港　中之島港　南之浜港　切石港　やすら浜港　小宝島港　宝島港　山間港　古仁屋港　篠川港　湯湾港　大和港　竜郷港　赤木名港　湾港　加計呂麻港　与路港　請島港　亀徳港　平土野港　伊延港　和泊港　住吉港　与論港
合　計	（略）	（略）
	百六十三港	五百一港

（略）	（略）	（略）
宮崎県	細島港　宮崎港　油津港	古江港　熊野江港　延岡港　延岡新港　美々津港 内海港　外浦港　福島港　大島港
鹿児島県	志布志港　加治木港　鹿児島港　喜入港　川内港　米之津港　西之表港　宮之浦港（屋久島町）　名瀬港	波見港　根占港　大根占港　鹿屋港　垂水港　桜島港（鹿児島県管理）　浮津港　福山港　隼人港　指宿港　串木野新港　黒之浜港　獅子島港　片側港　長島港　宮之浦港（長島町）　里港　長浜港　大里港　片泊港　田之脇港　大塩屋港　広田港　島間港　浜津脇港　竹島港　硫黄島港　安房港　中之島港　南之浜港　切石港　やすら浜港　小宝島港　宝島港　山間港　古仁屋港　篠川港　湯湾港　大和港　竜郷港　赤木名港　湾港　加計呂麻港　与路港　請島港　亀徳港　平土野港　伊延港　和泊港　住吉港　与論港
合　計	（略）	（略）
	百六十六港	五百十二港

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。